

駒澤大学教育後援会会則

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、駒澤大学教育後援会と称し、本部を東京都世田谷区駒沢1丁目23番地1号（駒澤大学内）に置く。

(目的)

第2条 本会は、駒澤大学（以下「大学」という。）と家庭との緊密なる連絡を図り、その教育的効果の向上に資するとともに、併せて会員相互の親睦と福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 懇談会、研修会、講演会等の開催に関する事業
- (2) 会報及びその他刊行物の発行及び配布に関する事業
- (3) 大学施設整備及び教育用設備機器の拡充援助に関する事業
- (4) 奨学金及び家計急変学生一時給付金給付に関する事業
- (5) 教育相談及び就職情報等に関する事業
- (6) スポーツ強化助成及び文化振興助成に関する事業
- (7) 福利厚生に関する事業
- (8) その他、大学、会員、学生との連絡調整に関し、必要な事業

(組織)

第4条 本会は、大学に在学する全学生の父母又は保証人を会員として組織する。

第2章 役員及び委員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 4～5人以内 |
| (3) 各部部長 | 1人 |
| (4) 各部副部長 | 2人 |
| (5) 監査 | 若干人 |
| (6) 学内幹事 | 若干人 |

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長及び監査は、会員の中から役員会並びに委員総会において推挙し、総会の議を経て決定する。会長は、副会長及び監査にその職を委嘱する。
- (2) 各部部長及び副部長は、会員の中から役員会において推挙し、委員総会の議を経て決定する。会長は、各部部長及び副部長にその職を委嘱する。
- (3) 学内幹事は、大学と協議の上、会長が委嘱する。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
- (3) 各部部長は、各部の業務を総括し、その部会の議長となる。
- (4) 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはこれに代わる。
- (5) 監査は、会務及び会計を監査し、必要あるときは委員総会の招集を要求することができる。
- (6) 学内幹事は、本会の事務執行に協力するものとする。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項にかかわらず、次期役員が決定するまでは、その業務を執行するものとする。

(委員)

第9条 本会に委員若干人を置く。

- 2 委員は、会員の中から役員会が推薦し、委員総会の議を経て会長が委嘱する。

(各部委員会)

第10条 各部委員会は、必要に応じ部長がこれを招集し、業務分掌に伴う事業を執行する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、その子女の最短修業年限とする。

(顧問)

第12条 本会に、名誉顧問、特別顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、学長、各副学長及び各局長を推戴し、重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 3 特別顧問は、顧問経験者の中から若干名を、役員会の推薦により会長が委嘱し、重要な事項について会長の諮問に応ずる。本学内の別組織役員を兼任してはならない。特別顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱し、重要な事項について会長の諮問に応ずる。ただし、任期は1年とする。

第3章 機関

(機関)

第13条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 委員総会
- (3) 役員会
- (4) 執行部会

(総会)

第14条 総会は、本会の最高決議機関であり、会長が年1回これを招集する。ただし、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

(議決)

第15条 総会の議事決定は、出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。

(委員総会)

第16条 委員総会は、役員及び委員をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。ただし会長は、推挙された新役員候補者のオブザーバー参加を認めることができる。

2 委員総会は、総会に次ぐ議決機関であり、本会事業の予算、決算その他必要な事項を審議するとともに、緊急により事業遂行に支障をきたすおそれのあるときは、これを議決することができる。

3 前項による場合、会長はその経過を総会において報告し、追認を受けなければならない。

(役員会)

第17条 役員会は、役員をもって構成するものとする。

2 ただし会長は、推挙された新役員候補者、各県支部支部長・副支部長のオブザーバー参加を認めることができる。

なお、各県支部支部長・副支部長はオンライン参加を原則とする。

3 会長は必要に応じこれを招集し、全ての会務の企画・立案し業務を執行する。

(執行部会)

第18条 会長・顧問・副会長をもって執行部会を構成するものとする。

2 ただし会長は、推挙された会長・顧問・副会長候補者及び特別顧問のオブザーバー参加を認めることができる。

3 会長は必要に応じて、これを招集することができる。

第4章 事業の運営

(業務の分担)

第19条 本会は、業務を分担するため、分掌機関として次の部を置く。

(1) 総務部

(2) 厚生部

(3) 文化部

(事務局)

第20条 本会の事務局は、駒澤大学学生支援センター厚生課とし、諸般の事務を掌る。

第5章 会費及び会計

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第22条 本会の経費は、入会金及び会費その他の収入をもって支弁する。

(会費及び入会金)

第23条 本会の会員は、入会金及び会費を負担する。

(1) 入会金は、5,000円とし、入学時に納入する。

なお、入学者が過去に大学(大学院含む)または駒澤短期大学に在籍し入会金を納

めた者並びに国費外国人留学生及び交換留学生から徴収はしない。

(2) 会費は、年額 10,000 円とし、毎年 4 月に納入するものとする。

ただし、半期分を毎年 4 月及び 9 月に分割納入することができる。

なお、国費外国人留学生及び交換留学生から徴収はしない。

2 入会金及び会費は本会に代わって大学が学納金とともに代理徴収する。

(予算及び決算等)

第 24 条 会長は、総会に当事業年度の予算及び事業計画を提出してその議決を求め、かつ、前事業年度の決算及び事業報告について承認を求めなければならない。

2 会長は、予算が成立するまでの間、通常の業務を遂行するに必要な経費の金額に限り支出することができる。

(特別会計)

第 25 条 会長は、総会の承認を得て、特別の支出を目的とする特別会計を設けることができる。

2 会長は、特別会計の決算又は、事業年度末の現況について定期総会の承認を求めなければならない。

(監査報告)

第 26 条 監査は、各事業年度における業務の執行及び会計を監査した結果について、翌事業年度の定期総会において報告しなければならない。

第 6 章 支部の設置

(支部)

第 27 条 本会に支部を置くことができる。

2 支部の設立及び運営等については、細則をもって別にこれを定める。

第 7 章 補則

(会則の改廃)

第 28 条 この会則の改廃については、総会の議を経なければならない。

(雑則)

第 29 条 この会則に定めないものは、すべて委員総会に諮り、決定するものとする。

附 則

1 この会則は、平成 12 年 5 月 21 日から施行する。

2 この会則施行の際、従前の駒澤大学教育後援会会則（昭和 34 年 8 月 23 日制定）は、廃止する。

3 この会則は、平成 15 年 5 月 18 日から施行する。

4 この会則は、平成 17 年 5 月 14 日から施行する。

5 この会則は、平成 19 年 5 月 12 日から一部改正施行する

6 この会則は、平成 20 年 5 月 17 日から施行する。

7 この会則は、平成 21 年 5 月 16 日から施行する。

8 この会則は、平成 22 年 5 月 15 日から施行する。

- 9 この会則は、平成 25 年 5 月 18 日から施行する。
- 10 この会則は、平成 28 年 5 月 14 日から施行する。
- 11 この会則は、平成 30 年 5 月 13 日から施行する。
- 12 この会則は、令和 2 年 5 月 10 日から施行する。
- 13 この会則は、令和 3 年 5 月 9 日から施行する。
- 14 この会則は、令和 4 年 5 月 14 日から施行する。
- 15 この会則は、令和 5 年 5 月 13 日から施行する。